

Title	湯良禮訪問記
Sub Title	"An interview with Mr. T'ang Leang-li and his article on Wang Ching-wei"
Author	山田, 辰雄(Yamada, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.10 (1972. 10) ,p.113- 125
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19721015-0113">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19721015-0113</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 湯良禮訪問記

山田辰雄

## 一

湯良禮、否、T'ang Leang-li の名で知られる著者の *The Inner History of the Chinese Revolution* は、中国現代史、特に、中国国民党史の研究者が一度はひもどかなくてはならない本である。この本は、一九三〇年にロンドンで発行されており、当時の著者の肩書は、国民党中央執行委員会のイギリスにおける代表、ならびに、ヨーロッパ通信員となつている。周知のように、本書は、汪精衛を中心とする国民党左派の立場を擁護する観点から書かれた中国革命史であり、多くの重要かつ興味ある叙述を含むものであるが、その中で扱われている諸事実の典拠がほとんど明示されていないために、資料としての信憑性が常に問題とされてきた。本書はいかなる情況の下で書かれたのであろうか。また、著者の湯良禮氏はいかなる経歴の持主なのであろうか。

私は、一九六九年一二月にジャカルタを訪れた際、ふとしたきつ

かけから、彼地で余生を送る湯氏に会う機会をもつことができた。以下は、この時の湯氏との会見の記録と、汪精衛にかんする彼の未発表の論文の翻訳である。

私は、数年前から湯氏がジャカルタで健在であるという情報を得ていたが、彼の所在をつきとめるすべもなく、また、専門の研究者が彼に会見したという消息を聞くこともなく、いわば、彼にかんずることはほとんど忘れていた状態であつた。しかし、一月一七日の朝、駐インドネシア日本大使館の紹介でインドネシア大学中文科図書館を訪れた際に湯氏のことを思い出した私は、図書館の人々に彼の消息を尋ねてみると、たまたまその中の中国人の女性司書の一人が湯氏の遠い親戚にあたり、彼女を通して、湯氏の住所を知りえた。このようにして、私は、同日午後湯氏をジャカルタ市内の自宅に訪れ、初対面にもかかわらず、二時間余にわたつて彼の話を聞く機会を得たのである。

湯氏はすでに老齢であり、肉体的にはかなり衰えている印象を受

けたが、精神的には健在であり、記憶力も確かであった。亭実、彼は、現在でも *The Indonesian Review of International Affairs* 誌の編集に参加し、インドネシアにおける中国人の二重国籍問題にかんする論文を同誌第一号（一九七〇年七月）に寄稿しており、かつまた、汪精衛にかんする新たな著作を計画中とのことであった。

湯氏が私に語ってくれた略歴によると、彼は、一九〇一年にインドネシアで生まれた華僑である。彼は、中国語よりも英語をよく話し、私との会見も英語で行われた。彼は、現在では、湯良禮、または *T'ang Leang-li* の名をやめ、本来の *Tuagus Pranata, T'irawidjaya* というインドネシア名を使用している。一九二〇年にイギリスへ留学した湯氏は、その後ロンドン大学で経済学の学士号をとつた後もヨーロッパにとどまっていた。彼は、すでに学生時代から中国革命に関心をもつており、最初の著書 *China in Revolt* (1927) は、この時期に書かれたものである。湯氏が初めて汪精衛に出会つたのは、一九二八年パリにおいてであった。その後、両者は親交を深め、湯氏は、汪精衛の個人的ノートを基礎にして、*The Inner History of the Chinese Revolution* を書きあげたのである。不幸にも、その時のノートはすでに失われてしまつているが、このような事情を考慮すると、この本は、汪精衛の意向を直接反映していると考えても差支えないであろう。一九三〇年に中国へやつて来た湯氏は、汪精衛の秘書として働き、一九四〇年に成立した南京政府では、宣伝部国際宣伝局長の地位にあつた。したがつて、彼は、一九三〇年以前には、中国の国内政治に直接かかわりをもつていな

かつたことになる。このようにして、湯氏は、南京政府の崩壊、日本の敗北とともに中国を離れ、一九四九年に故国インドネシアへもどつて来たのである。

この間に彼の手になる主要著作は、左記の通りである。

*China in Revolt* (1927)

*Foundations of Modern China* (1928)

*The Inner History of the Chinese Revolution* (1930)

*The New Social Order in China* (1936)

*The New Currency System in China* (1937)

(編集)

*People's Tribune, 1934-1949, Shanghai & Hong Kong*

*China Today Series Vols. 1-8, Shanghai*

『中日兩國為友是自然的熱敵是不自然的』, 1941, 上海

*American Imperialism in China* (1943), Shanghai

湯氏は、会話のなかでつぎの二点を強調した。第一点は、汪精衛の指導する南京政権崩壊の主要な原因の一つとして、彼は資金の欠乏の要素を重視していることである。汪精衛は、国民党内で大きな影響力と人気をもつていたが、彼の清廉な性格のゆえに、蔣介石のように、金で將軍を買取することができなかった。このような汪精衛個人の性格と相まつて、南京政府に対して都市ブルジョアジーが積極的な財政上の支持を与えなかつたことが、政権崩壊の重要な要因であつた。第二点は、抗日戦争中の汪精衛と蔣介石との関係である。湯氏は、抗日戦争中に中国が直面した最大の問題は、中共と

湯良禮

「汪精衛—東アジアにおける平和の戦士」

一九三七年七月七日の蘆溝橋事件とともに始つた中日間の戦争状態は、一九三七年のクリスマスまでに、双方が戦争をそれ以上拡大することを事実上望まない点に達していた。すなわち、その戦争によつて獲得しうるものは、すべて獲得されていたということである。日本は、かつてのように中国に易々と勝利することはできないこと、総力戦による以外に中国は粉碎されえないことを知つた。そして、最初に和平への動きを行つたのは日本であつた。駐華ドイツ大使トラウトマン博士を通して日本が提示した和平条件は、中国が面子を失うことなく受諾しうるものであつた。そして、戦争状態を引き延ばしておく理由は、もはや存在していなかつたのである。

中日間の戦争状態は、双方が実際に戦争を行う意図を事実上もちあわせていなくなつた時点において勃発した。しかし、どういふものかさいは投げられ、戦争が開始された。一九三七年七月七日に蘆溝橋事件の最初の砲声が発せられたとき、両当事国の当局者は、対立の激化を緩和するために、それを局部的問題として扱うことを、ほとんど圧倒的に希望していた。しかし、歓迎すべきその意図も、その後についた事件によつてうち砕かれてしまつた。日本側についていえば、中国にいる軍国主義者たちが、あまりにも横暴であ

ソ連の影響力を中国から一掃することであつたと考える。そのためには、日本との間に平和を維持し、中共と対決する必要があつた。蔣介石も、この和平・反共に基づいた中国の統一という目標において、汪精衛と共通する利害関係をもつており、事実、蔣はこの原則に基づいて、汪と協力することを一度は誓つたが、共產主義者の非難をおそれる蔣は、スターリンと中共の圧力に屈し、汪を裏切つたのである。この事情は、ここに訳出した「汪精衛—東アジアにおける平和の戦士」なる論文の中でくわしく述べられている。湯氏は、このような抗日戦争中の考え方を、今日の国際政治の状況の中にまで拡大し、反共・日中平和の基本線上に、日本、アメリカ、蔣介石、ならびに、中共に反対するあらゆる中国人の、アジアにおける反共統一戦線の構想を展開した。言うまでもなく、汪精衛、蔣介石のたどつたその後の運命を考えると、湯氏の構想は、今日の状況の中では非現実的であるが、後に展開される彼の汪精衛・蔣介石関係に対する考え方は、当時の蔣介石政権の在り方、蔣の行動様式、中共・日本との関係における汪・蔣両指導者の役割分担等の点を解明する一つのヒントとして興味深い。なお、この論文の訳出にあつて、著者の立場を尊重する意味で、人名の下に付された敬称、役職名(例えば、汪精衛氏、蔣(介石)將軍はそのまましておいた。

最後に、湯氏の現住所は左記の通りである。

Djil Hidayat Daun 11,

Jawarang,

Diakarta,

湯良禮訪問記

り、過剰な自信をもちすぎていた。彼らは、非常に大きな軍事上の努力をすることなくして、中国は征圧されると考えていたし、かつまた、以前そうであつたように、中国は脅迫に屈するであらうとも考えていた。そのような次第で、東京で出される声明は、政府がこの事件を局地化しようとする意思をくり返し表明していたにもかかわらず、中国に駐屯する日本軍は、北平・天津地域で、ますます多面的な作戦を遂行していった。しかし、彼らさえも、この局地的対立が大きな全面戦争に発展するとは夢にも思つていなかった。中国側では、役人も一般人も一樣に、中国の抗戦力について、非常に樂觀的見解を表明していた。しかし、無知で単純な人々を除けば、すべての人々は、もし戦鬪が全面的になれば、中国が勝利するチャンスはないであろうということを認識していた。そのことは、共產主義者、広西派の將軍たち、および、すべての不満分子にとつて明らかであつた。蔣介石將軍は、そのことを誰にもましてよく心得ていた。一九三四年七月に行つた、彼の「秘密」の牯嶺演説を読めば、誰でもそのことを理解できたのである（「国防と民族の再生」——ビーンルズ・トリビューン、一九三九年一月、上海、参照）。しかし、誰もが、長期の全面的な抗戦を要求していた。それは何故であるか。なぜなら、共產主義者、広西派の將軍たち、および、すべての不満分子は、抗日が、蔣將軍を権力の座から追い出すために唯一の有効な手段である、ということを充分知りつくしていたからであつた。それ故に、抗戦は、彼らの望む目的——すなわち、蔣將軍の没落——を達成する手段として使われた。しかし、蔣將軍は、賢明にも彼らの

計略にひつかかることなく、誰にもまして、一層堅固な抗戦の立場をとつたのである。こうすることによつて、彼は、反対者をうち破り、かつまた、抗戦の決意を示すことによつて、日本人が前途に横たわる障害を認識し、一層急速に彼らの政策を修正し、問題の早期解決を求めることを望んでいた。しかし、結果的に蔣將軍は、彼自身が避けようとしていた道を歩むことになつてしまつた。彼が仰々しい文句を使つた意図は、やはり日本にこげおどしをかけることであつたが、中国に駐屯する日本軍は、その態度を軟化させることを拒絶した。しかし、蔣將軍の仰々しいスローガンと日本軍国主義者の侵略的態度にもかかわらず、双方は、長期にわたる全面戦争の準備をしていなかったのである。しかし、双方は、各々のとつた態度をひるがえすわけにもいかなかつた。かくして、このようなあり得べからざる情況のなかで、戦争の悲劇が始つたのである。それは、事実上両国の望むところのものではなかつたが、共產主義者、および、そのロシアの友人たちにとつては、天から降つてわいた幸運であつた。それは、両国の、真の見識ある愛国者たちがみな悔い悲しんだ誤ちの悲劇であつた。

多くの愛国者の心の中では、一九三一年九月一八日の奉天事件（いわゆる満州事変の発端となつた柳条溝における鉄道爆破事件のこと——記者註）以後、蔣將軍の採用した不抗戦政策は、蘆溝橋以後にはくり返されるべきではなかつた。一九三一年九月に日本に抵抗しないという決定的命令を下したのは蔣將軍であつた、ということは注目しなければならぬ。その結果、東三省は、彼らの防衛線に一撃も加

えられることなく、日本の手に陥落していつたのである。熱河省を無防衛状態におくことについて、蔣將軍と張學良將軍との間に共謀があつた。そのことゆゑに、終始抗戦を忠告してきた汪精衛氏は、愛想をつかして一九三二年の夏に行政院長の地位を辞任してしまつた。その後再びいかなる機会にも、蔣將軍は、すべての軍事指導者に必ず期待されるように、満州もしくは華北を防衛するために、自らの軍隊の先頭に立つて戦闘を始めることはなかつたのである。そして、蔣將軍は、新疆をロシアの侵蝕から救うために、何を行つたのであろうか。そして、陝西、甘肅、寧夏諸省を事実上切り離し、共產主義者の支配地域を形成させたことに、誰がまず責任を負うのであろうか。

もし、蘆溝橋事件において、断固たる抗戦が企てられなかつたら、中国には、自らの力を示し、日本の尊敬を獲得する方法がなかつた。中国は、言葉ではなく剣によつて、単なる脅しに屈服することとはありえないということを示さなければならなかつた。日本に侵略政策を放棄させるために、中国は力を示威しなくてはならなかつた。しかし、中国は、一つの事、すなわち、中国が戦争を拡大するためではなく、それを終らせるために闘つてゐるということを中心に留めておかななくてはならなかつた。

一九三七年一月末に、駐華ドイツ大使トラウトマン博士は、臨時行政院長孔祥熙博士（一月二八日）と外交部長王寵惠博士（二月二九日）を訪れ、日本政府の要請に基づいて、ある和平提案を彼らに提示し、彼らがそれを中国政府へ伝達するよう要請した。その

諸条件は、王寵惠博士の代理をつとめる外交部副部長徐謨氏から蔣將軍に提出された。そこで彼は、南京にいる軍事指導者たちとそれら諸条件について話し合う決意をかためた。これらの軍事指導者たちはみな、提案された諸条件は受諾しようという点で意見の一致を見、かつまた、蔣將軍自身も、一月二日のトラウトマン博士との会見で、それら諸条件は話し合いの基礎として受け入れらるゝと言明していた。しかしながら、それと同じ日に、蔣將軍は提案された諸条件をスターリンに打電し、彼の意見を求めたのである。翌一二月三日に、スターリンは回答をよこし、提示された諸条件に何らの反対をとなえなかつたが、日本軍の即時撤退と以前の状態への復帰を要求するよう蔣將軍に指示した。そして、このスターリンの回答の言葉使いは、彼は事実上和平に反対であり、もし蔣將軍が和平への努力を続行するなら、ソ連と中国共産党の支持を失うであろう、ということを示していた。

二月六日に、最高国防会議が汪精衛氏を議長として漢口で開かれた（同会議主席の蔣將軍は、南京における軍事作戦を指揮するために彼地に残留していた）。徐謨氏は、（スターリンと交した電報を除外して）それまでに起つたことの報告を提出し、同会議は、和平交渉がすでに述べてきた基礎の上に立つて継続されるべきである、という決定を行つた。

蔣將軍がドイツの仲裁と日本の諸条件を交渉の基礎として受諾したことが東京へ伝えられた。しかし、ほぼ三週間もおくれた一九三七年一月二四日になつてはじめて、東京からの回答が漢口で受け

とられた。この回答は、ドイツ大使から、総統に代つて大使を接見した蔣夫人に手渡された。

日本側の諸条件は書き直されたが、その意図は依然として不明瞭で、漠然としているという消息がもれ聞えてきていた。中国側では、二月二日から年末にいたる間に、和平交渉を好む勢力とそれに反対する中国共産党との間で、激烈な対立が進行していた。情勢はいぜんとしてこのような不確定な状態にあり、新年になつてはじめて、蔣將軍が正式の交渉を開始する決意をしたのである。しかし、スターリンの電報を考慮に入れると、蔣將軍は、名目的に責任を負つていとみられることからささのがれる必要があると考えていた。このようにして、一九三八年一月一日に、彼は、院長代理孔祥熙博士のために行政院長の地位を正式に辞任し、日本に好意をよせていることでよく知られた張羣將軍を副院長に任命した。一月四日に彼は、表向きは前線を訪れるという名目で洛陽へ去り、二〇日間滞在した。彼は、以前一九三二年から一九三五年までの間に、汪精衛氏に対してとつたのと同じ戦術を、孔博士と張羣將軍に対しても採用する決意をした。彼の意図は、自らは実権を保持しつつも、公衆の眼前では、これら二人が責任をもつようにすることであつた。万一交渉がうまくいかなければ、不人気と非難は彼ら二人の身にかかつてくるが、彼は、いぜんとして共産主義者と取引もできるし、彼らの好意を得ることもできた。

しかし、孔博士は、一九三五年に汪氏が遭遇したのと同じ運命にあつてもうはなかつた。汪氏は、行政院の院長として、蔣將軍を合

む政府全体が決定した政策と方策の責任を公衆の眼前で引き受けた。その結果は、彼の場合には、一九三四年の塘沽協定のような、それらの政策と方策のいくつかに付随した不人気であり、一九三五年一月には、暗殺者の砲弾が飛んできたのであつたが、それは未遂に終つた。それ故に、孔博士は、まず蔣將軍に指示を求める電報を打つか、電話をする以外に、なんらの手段をも講じなかつた。蔣將軍は、共産党の支持者との不和を恐れるあまり、何ら確定的な言質を与えなかつたから、問題は、一九三八年一月一日までだらだらと引き延ばされてしまつたのである。

その日に、トラウトマン博士は、日本政府に伝えることのできる確答を要求してきた。このようにして、汪精衛氏、孔博士、張羣將軍、王寵惠博士、および、徐護氏の出席する同日の会議において、回答が起草された。その趣旨は、日本の提案は、(一)あまりにも不明瞭で漠然としているために、充分討議をつくすことができない。(二)しかし、日本の提案は、和平交渉の基礎として受諾しうる。(三)それ故に、今後の議論を展開すべく、より具体的な条件を明らかにするよう日本側に要請する、ということであつた。

しかし、孔博士は、回答を直ちに発送しないで、草案をまず蔣將軍に提出するよう申し出た。外交部長王寵惠博士は、この手続に反対であつた。彼の主張の根拠は、憲法上そうする必要がないということであつた。なぜなら、権限をもつ当局が決定を行つたのである。その執行は、行政院長の孔博士にかかつていたからである。王寵惠博士の忠告を無視して、孔博士は、正午に洛陽にある蔣將軍の

総司令部に電話をかけた。その電話を、軍政部次長錢大鈞將軍が受けとり、彼は、孔博士に対して、總統は昼寝中であることを告げた。そこで、回答草案は、徐護氏から錢將軍に対して読みあげられ、都合のよい時に蔣將軍に提示されることになった。二、三時間後、錢將軍は、うしろの二項、すなわち、最も重要な文章が回答から削除されるべきであるという趣旨の蔣將軍の指示を電話で伝えた。したがって、その回答は、単に日本側の条件が話し合いのためにはあまりにも不明瞭であり漠然としている、ということになつてしまつた。トラウトマン博士が一月一日に日本政府に提出したのは、この回答書であり、それは、事実上日本の条件をはねつけることになつた。たまたま閣議を開催中であつた日本の内閣は、そこで

直ちに、それ以上蔣介石將軍と取引きしないことを決定し、一月一日に首相の近衛公は、国民政府とともに、彼を非難した。これが、蔣將軍のはつきりしない、ぐずぐずした態度の結果であつた。この機会に和平を達成することのできなかつたことに対する責任の所在を問おうとする前に、中国側の対応処置の法的、憲法的側面に一言言及されなくてはならない。和平交渉を開始すべきか否かを決定する権限のある組織は、最高国防会議であつた。この組織は、

一九三七年一月六日の会議で和平のための決定を行つたのであるから、つぎにその決定を実行に移すことが、行政院、すなわち、孔博士と張羣將軍の義務となつたのである。蔣將軍欠席のまま、国防會議臨時主席をつとめていた汪精衛氏のみが、その決定の実行を督促することができた。しかし、その決定を実行することは、孔博士

自身の意向にかかつていた。この決定が実行されなかつた理由は、孔博士と蔣將軍の二人とも、互に責任を転嫁しようとしていたからであつて、彼らが和平を欲していなかつたからではなかつた。

以上の説明から、和平交渉決裂の原因は充分明らかになる。(一)孔博士が、最高国防會議の決定を実行する責任を負う意思のなかつたこと、(二)孔博士から差し向けられた事柄に対して、蔣將軍が責任を負う意思のなかつたことであつた。蔣將軍は、単にその回答草案が彼に差し向けられてきたという理由で、それを妨害した。彼の考えでは、孔博士が一人ですべてを処理すべきであつた。その結果、共產主義者からの攻撃は、すべて孔博士に転嫁することができた。和平は、中国におけるソ連の影響力の終焉を意味し、それゆゑに、和平は、明らかに共產主義者の最も欲しないものであつた。(三)日本は今まで以上に、蔣將軍の誠意の欠如、ならびに、問題をスターリンにもちかける彼の習慣のために、彼とはとうてい交渉を企てることのできないということを確信するにいたつた。それ故に、日本は交渉を決裂させ、中国政府の元首としての彼を否認したのである。

そこで、トラウトマン提案——それは、蔣將軍を含む最高會議で和平交渉の合理的基礎として受け入れられたものであるが——を基礎として、一九三七年末に和平を達成できなかつたことの最終的非難は、一九三六年のクリスマスに西安で蔣將軍が共產主義者と交わした秘密の取引に帰せられなければならない。それは、裏切れば、中国政府における彼の個人的支配を失う危険性のある取引であつた。一九三八年四月に武昌で開かれた国民党臨時全国代表大会は、



和平交渉にかんする一定の基本原則を決定した。滿州問題にかんして、大会宣言は、「東北四省問題の合理的解決がもたらされる」べきことを言明し、蔣將軍自身も、その大会で公然と、「日本が中国の領土と主権（すなわち、滿州国は別として）に」さらに侵蝕すること」を差控えると保障する場合には、私（すなわち、蔣將軍自身）は、この解決を実現する責任をひき受けるであろう」と断言した。蔣將軍と汪精衛氏は、この政策が実行されるのを監視する地位に任命された。その基本原則を要約すると、(一)中国の主権の不可侵、(二)中国の行政上の独立維持、(三)経済上の平等互惠ということであつた。

全国大会直後に、外交部アジア司長高宗武氏は、日本との和平交渉を始めるために、蔣將軍によつて香港へ派遣された。交渉中に双方が緊密に歩みよる機会が多くあつた。しかし、將軍の優柔不断な態度のために、それらはいつも失われてしまつた。

同じ時期に、孔博士と蔣將軍の代理をつとめる居正氏（司法院長の委任を受けて、褚民誼博士は、上海における日本との和平会談に参加していた）。

一九三八年二月九日に、汪精衛氏は、蔣將軍に対して彼の見解を表明した。すなわち、中国が直面している困難は、いかにして戦争を継続するかという問題から起つてきていること、日本についてみるならば、彼らの困難は、いかにして戦争を終らせるかという問題から起つてきていること、兩國は、相手の困難と同時に自己の特有の困難をも認識していること、それゆえに、和平は不可能ではな

いということがそれであつた。加えて、対外関係にかんするかぎり、汪氏は、この和平の問題で、われわれは、英米仏の援助、ソ連の黙認、独伊の不介入、そして特に、日本の覚醒を期待してもよいであろうと語つた。そして、もし日本が、中国は武器の力によつて屈服されることはありえないし、極東が日本の絶対的支配の下に入ることもないという事実を認識するようになったら、結局平和はもたらされるであろうし、すべての人が救われることになるのである。汪氏は、一九三八年一月一六日の声明を修正した、一九三八年一月三日の近衛公の声明が、中国側の威信を失することなく和平交渉開始の機会をもたらすものとして、中国政府が受け入れるよう促した。

蔣將軍の側では、ただ憤然としてそれを拒否しただけであつた。そこで汪氏は、政府の職を辞した後、妨害を受けることなく、和平の可能性を探るために、一九三八年二月一八日に重慶を去つていつたのである。

一九三八年二月二日に、近衛公は、中日関係再調整の基本政策を述べた声明を発表した。この声明は、日本の御前会議によつて起草され、閣議を通過し、枢密院の同意を得ていた。このようにして、それは、最も重要な帝国の政策の表明であり、政治的に神聖な文書となつたのである。

汪精衛氏の見解では、近衛声明は事実上交渉の基礎をなすものであり、また、それは、日本が和平の不可欠の条件として、「中国からの全面的な日本軍の撤退は、即時、かつ、すべての方面に一斉に

行われるべきである」と、ということを確認することを条件とするものであつた。重慶を去つて後、汪氏は、近衛提案によつて開かれた和平への通路を徹底的に探り、かつまた、文武両面の日本側当局者との会談の中で、和平達成の諸条件を明確にすることができた。彼は、蔣將軍自らがこの問題をとりあげるよう勧告することに失敗した後には、はじめて独自の行動をとつたのである。しかるに、忘れてならないことは、手元にある証拠書類によると、蔣將軍自身が、かつては今日提示されているよりはるかに不満足な条件で、和平交渉をする意思のあつたことであつた。

このようにして、一九三八年一月二十九日に、彼は、ハノイから重慶に在る蔣將軍、ならびに、国民党中央執行委員会のメンバーに電文のメッセージを送つた。そのなかで彼は、すでに口頭で蔣將軍に申し伝え、前日（二月二八日）中央執行委員会常務委員会と最高国防会議に宛てて書いた主張をくり返し、戦争状態を名譽ある終結に導くための再度訪れた機会を見過ぎないよう彼らに要請していた。近衛声明に呼応して、汪氏は、一九三八年一月二十九日の和平提案のなかでつぎのように語つていた。とくに、「近衛声明のなかで強調された第一点は、善隣友好の原則である。それは、日本が中国から領土も賠償も要求しないが、中国の完全独立を確保するために、明治維新の前例にならうであろうということ、すなわち、日本人に与えられた中国で生活し、事業を行う自由と引換えに、日本はその代償として、租界を中国へ返還し、中国における治外法権の廃止に同意するであろう、ということを厳肅に宣言した。このような

日本からの声明を前提とすれば、平和的手段によつて北部諸省の安全を確保するばかりでなく、今回の戦争の過程で失われた領土を回復し、中国の国家主権、行政的独立、および領土保全を維持することもはや可能である。その宣言によれば、それからわれわれは、東北四省問題の合理的解決を達成するための政策を決定し、手段を講じることが可能であつたのである。」

「第二点は、反コミンテルン提携である。このことは、過去二、三年間に、日本政府によつてくり返し提起されてきた。しかし、われわれは、このような提携の結果、軍務政務に障害を来すことを危ぶんできた。提起された中日両国間の反コミンテルン条約が、今日、日独伊を結びつけているのと同様の精神でもつて締結されるであろう、ということがきつぱりと宣言されたことを考慮すると、このような懸念は、現在とりのぞかれているといつてよいであろう。反コミンテルン条約の目的は、共産主義者の破壊的な國際的陰謀を防ぐことであつて、それ故に、条約はソ連とわれわれとの關係に影響すべきではない。さらに、中国共産党はすでに三民主義の運動に誓いをたてているのであるから、それは、独自の党組織と宣伝工作を完全に放棄すべきであり、その特殊な軍の体制とともに辺区政府を廃止すべきであり、中華民国の法律制度に絶対的に服従すべきである。……」

「第三点は経済協力である。……これまでわれわれは、政治的紛糾が解決しないかぎり、経済協力の問題はありえないという見解をとつてきた。しかし、日本政府は、今日、中国の主権、行政的独

立、および領土保全を尊重すること、経済的には、中国に対する独占的支配を行使する意図もなければ、中国が第三国の利益を制限することを要求するわけでもなく、中日間の経済協力を実現するために、平等の原則に従うことを厳肅に宣言している。このような情況にあるのであるから、われわれは原則において同意すべきであり、この基礎の上に、種々の具体的提案を作成すべきである。……」

「これら三点が和平原則の構成要素である。和平条件について、その妥当性を確実ならしむるために、われわれは慎重に考慮すべきである。特に重要なのは、中国からの日本軍の撤退が、即時、かつ、すべての方面に一斉に行われるべきであるという点である。さらに、考慮中の反コミンテルン条約にもなる期間中、日本軍が駐屯するいわゆる特定地区は、内蒙古周辺にのみ限定されなくてはならない。このことは、中国の主権、行政的独立、および領土保全に關連しており、その制限を課して、はじめて中国は、戦後の復興と近代国家建設の仕事を行遂行することができるのである。われわれが近隣に位置していることを考えれば、中日間の善隣友好関係は、とにかく当然かつ必要である。あるべき正常な状態から逸脱しているがゆえに、徹底的な再検査が必要であり、双方は自らの責任を理解すべきである。兩國の恒久平和の基礎を築くにあたって、中国は、その教育政策を善隣友好の原則に適つたものにするべきであるばかりでなく、日本の側でも、人民は、中国に対する伝統的侮蔑の態度と中国を征服しようとする考えを放棄し、それに代つて、親中国的教育政策を始めることがいつそう必要である、ということを理解すべ

きである。……」

汪氏の提案に対する蔣將軍の回答は、一九三九年三月二日に、ハノイで再び汪氏の生命を襲撃することだけであつた。

一九三九年八月九日の広州で放送されたラジオ演説において、汪氏は、もし前線または後方の政府文民当局者が和平に対する同意と支持、および共産主義に対する反対を公に宣言すれば、日本軍はそれ以上攻撃することを差控えるであらうと述べた。彼は、広州地区日本軍司令官安藤將軍との会谈について報告を行つた。安藤將軍は、広東省の中国軍が和平と反共政策を支持すれば、日本軍はこの軍隊に対する敵対を中止するばかりでなく、さらに一歩進んで、公安維持とその地区の守備の機能、政府文民行政機関、および、今日日本に占領されている地域の經濟業務にかんするすべての事項を、徐々に彼らの手から中国人へ返還することを確約した。「また、同様の休戦が中国の他の地域でとりきめられることは疑問の余地がなかつた。その結果、このようにして、中国全土で徐々に平和が回復されることになるであらう。」

大ざっぱにいつて、二国間の戦争は、通常一方が勝者となり、他方が征服されるという結果をもたらす。停戦条件は、一般的に過酷で屈辱的なものであり、征服された軍隊の全面的降服が要求される。中国と日本についてみるならば、中国側が武器の引渡しを要求されることなく、「中国が和平と反共を宣言すれば」、停戦は直ちに実現される。そのことは、日本が自らを勝者と見なししていなかつたばかりでなく、中国を被征服者とも見なししていなかつたことを意味

するのである。この条項の重要性は、歴史上前例のないものである。

蔣將軍の個人的立場の問題はさておいて、和平への主要な障害となるのは、共産主義者の反対であるということは、一九三九年九月二八日にUPとの会見で表明された、来るべき和平にかんする重慶における外交部長王寵惠博士の見解を考慮するとき、一層明らかになる。それは、中国の保全と独立、完全な平等を基礎とする日本との経済協力を規定しており、また、日本軍は、停戦命令が出された後に、中立的オブザーバーが容認する速度で、すみやかに撤退するであろうことを確約していた。そして、中国軍は、全中国が中国人の支配に返還されるまで、接収のために入つてくることになるであろう。

提案されたこれら諸条件は、一九三九年八月の広州から放送された演説のなかで表明されたように、汪氏が「すでに」得た諸条件より改善されたものではなかつた。事実、重慶当局が汪氏と協力しないという本質的理由はなかつた。そうすることを拒むために多分提示しうる唯一の口実は、汪氏に対する日本の確約が頼むに足るものではないということであつた。しかし、それは理屈にかなつた主張ではない。なぜなら、重慶は、たとえ共産党の圧力のために王寵惠博士の声明が修正され、釈明されなければならなかつたにせよ、王寵惠博士を通して、日本の確約を受け入れる意思のあることを表明していたからであつた。

一九三九年八月末に汪精衛氏は、第六次国民党全国代表大会を召

集し、党の本来の性格と外部の影響力から独立した行動の自由を回復しようとした。一九三九年八月三〇日に発表された宣言の中で、党は「和平、反共、民族建設」の國民的標語を表明し、關係する政党とは無關係に、すべての愛國者が今日の情勢を再調整する責任を分かちもつよう呼びかけた。

一九三八年一月二二日の近衛声明を基礎にして、汪精衛氏は、最終的条約の締結を差控えながらも、和平計画の交渉を行つていた。それによつて、彼は、北平と南京の政府を廢止することと南京に國民政府を再建すること、国民党ならびに國旗を復活し、その時まで占領地域にひるがえつていた「四及五色旗」に代えること、國家の政策の基礎として孫逸仙博士の三民主義を承認することを確定した。さらに、彼は、日本占領地域の鐵道と工場を中國の國家の支配へ返還すること、財政および關稅自主權の獨立と統一、中國人の私有財産の正當な所有者への返還を獲得していた。

和平計画は、基本的には復興計画であり、敗北計画ではない。中國の領土の多くの部分は、失われて日本のものとなり、その地域の資源は、日本の利益のために日本によつて利用されている。日本が、大きな経費をつぎこむことなく、無期限に存続できるのは、このような情況である。徹底抗戦は中國を救わないであろう。中國の港湾と重要な戰略地点を占領し、あらゆる主要な通信線を支配することによつて、日本は比較的小さな力と費用で中國を抑圧することができる、このことは、結局消耗から中國を徐々に死滅に追いやることになるにちがいない。和平計画の下では、この抑圧は緩和され、占

領地域は中国の主権的支配に渡され、資源は協力によつてすべての人々の利益のために利用されるであらう。

長いこと待望されていた日本との正式の条約が、一九四三年一月はじめに汪氏によつて調印された。この条約は、中国における治外法権を正式に廃止し、租界を返還し、種々の独占権を中国の支配に帰せしめるものであつた。続いて翌日(一九四三年一月一日)治外法権を廃止し、租界を返還する英米条約が調印された。それは、過去二五年間にわたつて何度となくくり返された約束であり、多分日本の行動がなかつたならば、いぜんとして実質のともなわぬ約束であつたであらう。

ひき続く共産主義者の陰謀と日本の突然の真珠湾攻撃に由来する国際情勢の変化のために、汪氏は、日本との全国的規模での和平の前提条件であり、東アジアにおける恒久平和の基礎たるべき全国的統一を再び樹立しようとする目標を達成することができなかった。

もし蔣將軍が一九三八—一九四一年の時期に、中日関係が新たな発展段階に達したということを見てとるだけの展望をもち、近衛声明に答えるだけの道徳的勇氣をもつていたならば、全国的和平への門戸は開かれていたであらうし、公式の和平交渉は開始され、延安の共産党政府は鎮圧され、それゆゑに中華民国は救われていたことであらう。事実は、彼の張学良との西安における秘密取引が、マーシャル將軍との協定の下に、彼をしてスターリンと中国共産党に追従する立場に追いこみ、その結果、彼は中国本土から追い出され、共産主義者の中華人民共和国の成立がもたらされたのである。

一九四五年の和平運動の崩壊、その結果として起つてきた汪精衛の支持者に対する迫害、ならびに、汪氏を中国人民の記憶と心の中から抹殺しようとする蔣グループの試み(その程度は、南京の彼の墓を冒瀆するまでにさえ至つている)は、汪の和平運動が採用した政治的モットー、すなわち、「和平、反共、民族建設」の妥当性を無効にするものではない。「和平」は、今日国連に協力している全文明世界の関心事である。しかるに、「反共」は、台湾の蔣政権もアメリカ合衆国さえも採用するところのものとなつた。中国についていえば、アメリカは、汪の和平運動に頭から反対し、共産主義者との合作政策を支持していた。共産主義者は、あらゆるところでソ連か中共、あるいは両者によつて扇動されながら、非共産主義政府ヴェトナム、カンボジア、南米、インドネシア、その他に対して混乱をひきおこし、諸国民の間に平和と友好が再建されるのを防ぐために、和平交渉を妨害しているのである。

平和のうちに統一された国民をつくり出すためにすべてを犠牲にした汪氏は、生前においては悪口をいわれ、ののしられ、中傷され、そして裏切者の烙印を押され、かつまた、死後においては、敵の手によつて彼の墓がはずかしめられた。しかし、つまるどころ、彼の犠牲と死は無駄ではなかつた。なぜなら、「和平」と「反共」の政治原則は、まさにそれに最も反対した側の人々によつて今日採用されているからである。

(註)

「トラウトマン〔日中和平提案〕の諸条件」

- 一、内蒙古の自治。
- 二、華北における非武装地帯の拡大。中央政府は、華北全域の行政に対する権限を維持するが、その地位に任命される最高の当局者は反日分子でないことが望ましい。このことは既存の状況に適用される。将来新政府が華北に樹立される場合にも、その存在は維持されるべきである。しかし今までのところ、日本政府は華北に新政府を樹立する考えはない。討議中の鉱物資源利用の問題は、継続される。
- 三、上海の非武装地帯は拡大されるが、日本はその程度について言及しなかつた。上海大行政区は以前通り維持されるであらう。
- 四、反日問題。この問題は、外交部長張羣將軍から川越氏に表明されたところのものによつて対処されることが望ましい。その計画の詳細は、専門家にまかせるべき事項である。
- 五、反コミンテルン問題。日本は、この問題について、何らかの具体的計画が採用されることを希望する。
- 六、関税率の改定。
- 七、中国政府は、中国における外国の權益を擁護、尊重すること。

(一九七二・一・八)